

令和6年度 事業計画

<事業方針>

近年、少子高齢化や人口減少が進行し、家族構成や生活形態も大きく変わる中、制度の狭間で課題を抱える世帯や地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉活動を取り巻く状況も複雑化しています。また、感染症の世界的流行、地球温暖化による異常気象、自然災害、世界的な物価高騰など、私たちの日々の平和な暮らしが、いつ脅かされるかわからない状況になっています。

このような状況の下、本会は、変化する多様な状況に応じながら、福祉団体や関係者と共に支援の輪を広げ、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりの実現のため、住民同士の繋がりや支え合いを絶やさない活動の継続に向け、活動事例の情報や実施手法等の提供を積極的に行い、事業の充実及び組織体制の見直し・強化に努めます。

さらに、高齢者・障がい者支援として訪問介護、通所介護等の居宅サービスでは、利用者に信頼される質の高いサービスを提供するとともに、相談支援業務では、相談者目線に立ち相手を理解し誠実な対応を心がけます。また、子ども・子育て支援として児童発達支援センターひまわりを拠点に、障がいや発達に不安のある就学前の児童を対象とした総合的なサービスの提供を行います。これら各種福祉サービス事業については、積極的な利用者の確保に努めるとともに、定着率の向上につなげ、事業経営の安定化を目指します。

法人運営においても、地域福祉の中核を担う社会福祉法人として役割を果たせるよう、職員が一丸となって地域に貢献できる組織づくりに取り組みます。

また、次代を担う職員及び有資格者の安定確保や職員の適正配置に努めるとともに、業務効率化・軽減化を図るため、情報通信技術（ICT）を導入した新たな職場環境整備を進めながら、本会の存続意義や目的を再認識し、将来に亘って持続可能な経営基盤の確立を目指します。

そのほか、今後発生が懸念されている大型台風や地震等の災害発生時や発生後において、業務を中断することなく早期復旧を実現するための具体的な行動指針である事業継続計画（BCP）が有事の際、有効に機能するよう随時見直しを行うとともに、平時から関係団体と情報交換を行い、災害時の被災者支援を迅速に行える体制を構築していきます。

<重点目標>

1. 住民主体による地域福祉活動の推進

住民一人ひとりが地域で孤立することがないようにサロンや地域の交流活動を通じて地域の連帯意識の高揚を図ります。また、支部社会福祉協議会（以下、「支部社協」という。）や様々な団体と協働しながら住民の主体的な活動による地域福祉の課題解決に向けた支え合い活動を推進します。

また、ボランティア活動の充実強化を図り地域福祉活動の担い手育成に努めます。

2. 事務局体制の再編成及び体制強化の推進（本所3課）

介護保険事業等の法改正への対応、各種事業の収支分析を総合的かつ効果的に行えるよう、総務福祉課へ介護保険事業主管等の在宅福祉課の一部を統合し、2係体制とし体制強化を図ります。（総務福祉係と在宅福祉係）

地域福祉課においては、退職に伴う組織体制の立て直しを図るため、今後の変貌する生活環境を踏まえた主管事業の見直しを図るとともに、職員体制の再編成を行います。（地域福祉係）

また、これまで地域福祉課と在宅福祉課にあった相談業務等について、事業体制は保持しながら、横断的な相談支援事業の一元化を目指した「相談支援課」を創設します。

今回の事務局体制の再編成により、3課一体となり、職員の意識改革や資質向上を図るとともに、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の構築・支援の充実を図ります。（体制（案）については別紙を参照）

3. 在宅福祉サービス事業の推進及び経営安定化

厳しい経営状況ではありますが、お一人お一人の声を大切に多様化する利用者や家族のニーズに寄り添い、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送れるよう、介護人材を確保し、質の高い介護サービスの提供に努めていきます。

また、介護事業等の経営状況を把握し、効率的な運営に努め、健全な経営の維持に努めます。

4. 児童発達支援センターの運営強化

地域の中核的な児童発達支援センターとして、発達支援の連続・継続性が重要であることを重視し、個別・集団活動及び相談を通じて関係者の理解を得ながら子どもの生きぬく力を支援します。併せて保育所等訪問事業を展開し、個別支援計画を柱に適応する力を育てます。

5. 西条市（以下、「市」という。）とのパートナーシップの強化

市と共に地域全体に目を配り、地域福祉を推進する公的な組織として、今後

も市とのパートナーシップをより強化し地域福祉施策の充実に取組み、安心、安全な地域づくりを推進します。

<事業実施項目>

1. 総務福祉部門

<総務福祉係>

- (1) 社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の経営、事業体制の強化を図る。
 - ① 理事会の開催並びに適正運営
 - ② 専門部会の開催並びに適正運営
 - ③ 監事会の開催並びに適正運営
 - ④ 評議員会の開催並びに適正運営
 - ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催並びに適正運営
 - ⑥ 各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
 - ⑦ 経理事務の効率運営
 - ⑧ 情報管理の徹底及びコンプライアンス（法令順守）の強化
 - ⑨ 役職員研修強化及び育成事業の実施
 - ⑩ 組織体制の保持・強化を図るための計画的な人材確保と職員の育成強化
 - ⑪ 適正な労務管理の実施及び人事管理体制の強化
 - ⑫ 補助金、委託料の確保及び予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費削減の実施、財政の安定化を図るため新たな財源確保策の開拓
 - ⑬ 法人経営の現状について組織・財政両面の点検・評価により課題を洗い出し、規程の改正等、専門職（税理士等）の指導のもと必要な改善策を講じた効率的で効果的な運営
 - ⑭ 働きやすい職場環境の推進
 - ⑮ 災害に関する職員の意識改革の推進と防災・減災体制の整備強化
- (2) 役職員の資質向上のため、研修体制の強化を図る。
 - ① 愛媛県社会福祉大会への参加
 - ② 関係機関が開催する研修会への派遣
 - ③ 全職員の資質向上を目指した研修の実施及び内部研修の充実
 - ④ 研修成果の職場への還元による職員全体の資質向上
 - ⑤ リモートや分散等による研修の実施
- (3) 各種関係機関・団体との連携強化を図る。

- ① 市との協働関係の構築及び連携強化
 - ② 民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - ③ 福祉関係団体行事への協力
 - ④ 愛媛県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）、近隣社協との連携強化
- (4) 本所及び支所の連携強化、円滑な事業実施体制の構築に努める。
- ① 本所・支所連絡会の開催
 - ② 本所及び支所業務の適正化を推進
 - ③ 事務及び事業の効率化・経費削減への職員の意識改革の推進
 - ④ 本所及び支所間の事務対応の統一化
- (5) 西条市指定管理者制度による施設の管理運営を実施し、安全安心な快適環境の提供により住民サービスの向上に努める。
- ① 福祉関係施設の管理運営
 - 東予総合福祉センターの適正運営及び利用促進
 - 小松地域福祉センターの適正管理及び利用促進
 - ② 高齢者福祉施設の管理運営
 - 丹原高齢者生活福祉センターの適正管理
 - 小松生きがいデイサービスセンターの適正管理

<在宅福祉係>

総務福祉課へ在宅福祉課の一部を在宅福祉係として統合し、情報共有・連携強化を図り、業務効率化等を図る。

- (1) 介護報酬改定の影響や競合施設の増加、慢性的な人材不足など介護保険事業を取り巻く厳しい情勢のなか、利用者や地域のニーズに応えられるよう質の高い安心なサービスの提供に努める。さらに、介護事業全体の運営状況を精査し、無駄の排除とサービスの充実化により効率的運営に努めるとともに、各事業の利用者確保に加え、取得可能な加算の積極的取得に努め適切な収支バランスを確保し、経営の安定化を図る。

また、介護事業所の PR や広報活動を積極的に展開するとともに、今後、ICT 機器等導入の検討を行い、介護事業の効率化と安定した事業所経営を目指すとともに、利用者の立場に立ったきめ細かな質の高い介護サービスを提供できるよう介護職員の資質向上に努めていく。

- ① ケアプランセンター事業の充実強化
 - ・円滑なサービス利用への支援

- ・介護支援計画の質の向上
- ② ヘルパーセンター事業の充実強化
 - ・知識・技術の職員間での共有による事業所全体の資質向上
- ③ 訪問入浴センター事業の充実強化
 - ・思いやりのある、質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上に関する研修等の実施
- ④ デイサービスセンター事業の充実強化
 - ・食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等のサービス提供により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減
- ⑤ 介護予防サービス事業(訪問入浴)
- ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ※介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス、訪問型サービス A-1
 - ・通所型サービス
- ⑦ 介護予防支援事業（市委託事業）
 - ・介護予防サービス計画、ケアマネジメント作成
- ⑧ 要介護認定調査（市委託事業）
- ⑨ 職員の資質向上を図るため、資格の取得及び研修会への参加奨励
- ⑩ 利用者確保に向け地域福祉事業と連携した広報活動の展開

(2) 地域支援事業、高齢者福祉事業、生活支援サービスの充実強化を図り、地域で自立した日常生活が送れるよう支援し、社会参加を推進する。

- ① 食の自立支援事業（市委託事業）
- ② 生きがい対応型デイサービス事業（市委託事業）
- ③ 軽度生活援助事業（市委託事業）
- ④ 有償日常生活支援事業
- ⑤ 西条市産前産後ヘルパー派遣事業（市委託事業）

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上を図るため、関連資格の取得及び研修会への参加を奨励し、良質で安定した障がい福祉サービスの提供に努める。

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプ）
- ② 同行援護事業（ホームヘルプ）
- ③ その他、障がい福祉サービス事業

(4) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に努める。

- ① 障害者(児)訪問入浴サービス事業（市委託事業）
- ② 障害者移動支援事業（ホームヘルプ）

2. 地域福祉部門

(1) 住民会員制度を推進する。

社協活動をより多くの住民に周知し、住民会員制度の理解促進を図る。

(2) 住民が、より身近な地域で福祉サービスを楽しむことができる地域づくりを目標に、支部社協の育成・強化を図るとともに、情報提供の推進と連携強化に努める。

- ① 支部間の連携促進のため支部長会の開催
- ② 支部社協活動支援事業（支部社協事業への職員派遣）の実施
- ③ 支部社協育成事業（会費、共募配分金）の実施
- ④ メニュー事業による地域の実情に応じた支部活動の推進
 - ア 敬老の家事業の実施
 - イ 在宅介護者の会事業の実施
 - ウ 老人のひろば事業の実施
 - エ 児童の健全育成事業の実施

(3) 地域住民のニーズに沿った地域福祉活動を展開する為、地域福祉活動計画の策定に向け調査・研究を行う。

- ① 支部社協・行政機関・関係団体との連携を強化し、地域ニーズの把握に努める
- ② 他市社協の取り組みについて情報収集を行う

(4) 全ての住民が積極的に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉事業を強化する。

- ① ぬくもりボランティア福祉サービス事業（住民参加型有償ボランティア事業）の実施
- ② 各種福祉関係団体の活動支援
- ③ ふれあいベンチ設置事業の実施
- ④ なかよしきょうしつ（幼稚園・保育所との連携による未就学児の福祉教育推進）の実施

- ⑤ ほのぼの広場事業（児童クラブ利用児童と地域団体の交流）の実施
- ⑥ 少年式行事祝金事業の実施
- ⑦ 中学校卒業就職者等激励事業の実施
- ⑧ 高等学校生修学金基金による高等学校生修学金事業の実施
- ⑨ 交通等災害遺児進学・就職支援事業への協力（県社協）
- ⑩ 共同募金・歳末たすけあい事業の実施
- ⑪ 障がい者への支援
 - 視覚障がい者向け「声の広報」発行事業の実施
 - 西条市テープライブラリーの管理・運営（総合福祉センター）
- ⑫ 福祉用具貸出事業の実施
- ⑬ 屋内ゲートボール場運営事業の実施
- ⑭ 出前講座事業の実施

(5) 社協の役割や活動を周知し、福祉活動への住民参加を促進するため広報活動の強化を図る。

- ① 西条市社会福祉大会の開催
 - 福祉関係功労者表彰・ダイヤモンド婚頭彰の実施
- ② 社協だより「しあわせの架け橋」の発行
- ③ ホームページによる情報発信
- ④ 社協パンフレットの改訂・発行
- ⑤ 各事業に関する紹介用チラシの作成・配布

(6) まごころ銀行基金及び預託金による地域福祉事業を推進する。

- ① ふれあい・いきいきサロン事業の実施
 - ア ふれあい・いきいきサロン便り「すまいる」の発行
 - イ ふれあい・いきいきサロン研修会の開催
- ② 敬老の家事業の実施（再掲）
- ③ 地域福祉事業推進補助金の交付

(7) 市内の全学校を福祉教育推進協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る。

- ① 福祉教育推進協力校実践事例集の発行
- ② 福祉活動やボランティア活動等に関する記録やポスター等の作品募集
- ③ 児童生徒の福祉体験学習の実施
- ④ 夏休みボランティアスクールを開催し、福祉意識を醸成

- (8) 高齢者や児童、障がい者等が安心して地域で生活できるようボランティアを養成するとともに、活動に対する支援を行う。
- ① ボランティア講座を開催し、ボランティア意識の醸成とボランティア活動者の養成
 - ② 点訳奉仕員等養成事業（市委託事業）
点訳、朗読（初級・中級）、手話（入門・基礎・ステップアップ講座・要約筆記基礎講座）の実施
 - ③ 企業等へのボランティア出前講座事業の実施
 - ④ ボランティアコーディネート機能の強化
 - ⑤ ボランティア啓発に係る展示ロビー展の開催
 - ⑥ ボランティア保険の加入促進
 - ⑦ ホームページによる情報発信
- (9) ボランティア連絡協議会の充実強化を図るため、ボランティア団体相互の連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大と強化に努める。
- ① ボランティアに関するイベントの共催（福祉施設、団体との連携）
 - ② ボランティア連絡協議会の支援
- (10) 災害ボランティア活動についての情報収集に努め、災害時に即応できる体制整備を図る。
- ① 災害ボランティア講座の開催
 - ② 災害ボランティアセンター用備品類の適正管理
 - ③ 市との連携強化
- (11) 社会福祉団体等との連携・支援を図り、市民活動を支援する。
- (12) 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関と連携のもと課題解決に努める。
- ① 各支所にて心配ごと相談事業の実施（市委託事業）

西条支所	月～水曜日	（ 13:00 ～ 15:00 ）
東予支所	毎週金曜日	（ 10:00 ～ 12:00 ）
丹原支所	第2・4木曜日	（ 13:00 ～ 15:00 ）
小松支所	第1・3・5木曜日	（ 13:00 ～ 15:00 ）
 - ② 事業の利用促進を図るための広報活動の実施

③ 相談員のスキルアップを図るため、研修会の開催

(13) 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める。

① 共同募金会への協力

② 歳末たすけあい募金への協力

3. 相談支援部門

(1) 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める（県社協委託事業）。

(2) 生活困窮者からの相談に応じる自立相談支援事業を実施し、生活困窮者の複合的な課題に対し各種関係機関と連携を図り、自立の促進に努める。

① 自立相談支援事業の実施（市委託事業）

ア 相談支援センターの充実強化

イ 包括的な相談支援体制の構築と社会資源の開発

ウ 事業の周知・広報活動の実施

エ 職員の資質向上と関係機関との連携強化

② 家計改善支援事業の実施（市委託事業）

③ 生活困窮者等緊急時食料支給事業の実施

団体、企業等より無償で提供される食料品を活用し、食料の確保が困難な生活困窮者の救済支援を実施

(3) 判断能力が不十分な方の「財産」や「権利」を守り、地域で安心して生活できるように権利擁護事業の推進を図る。

① 法人成年後見事業の実施

② 福祉サービス利用援助事業の実施（県社協委託事業）

③ 権利擁護に関する理解促進のための啓発活動

④ 関係機関・団体との連携

(4) 地域生活支援事業の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現に努める。

障害者相談支援事業（市委託事業）

(5) 障害支援区分認定調査（市委託事業）

(6) 指定相談支援事業の強化

特定相談（者）・障害児相談・一般相談（地域移行・地域定着）

(7) その他相談支援事業に関することについて、関係機関・団体との連携に努め、課題把握・課題解決を図る。

4. その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。